

令和5年10月

お客さま各位

兵庫県信用組合

登録番号：T4140005002445

## インボイス制度開始に伴う当組合の対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日より、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されています。これに伴い、当組合は適格請求書発行事業者として登録し、お客さまからお支払いいただく各種手数料につきましては、適格請求書等（インボイス）を交付いたします。

インボイスの交付方法について、次のとおりご案内いたします。

### 記

#### 1. 窓口でお支払いいただく手数料（振込手数料、両替手数料、各種証明書発行手数料など）

インボイス要件を満たした新帳票への改訂を予定しておりますが、当面の間は、現在使用している書式に不足するインボイス要件を当組合で補記したうえで、手数料受取書等を交付いたします。

#### 2. 預金口座から自動振替でお支払いいただいている各種手数料およびインターネットバンキングでお手続きされる際の各種手数料（振込手数料、でんさいサービス利用手数料など）

ご希望の期間に応じて、インボイス要件を満たした「通知書」を交付いたします。「通知書」をご希望のお客さまは、お取引窓口にお申し出ください。

なお、預金口座から自動振替でお支払いいただいている手数料につきましては、契約書のお控えおよび当該契約書に不足するインボイス要件を記載した通知書面とともに、通帳等の口座履歴を保存していただくことでインボイス要件を満たすこともできます。

#### 3. ATM および両替機でのお取引にかかる手数料

いずれのお取引も手数料が税込3万円未満となり、インボイスの交付義務が免除される「自動販売機・自動サービス機により行われる取引（3万円未満のものに限る）」に該当しますので、ATM から出力される「ご利用明細票」等の様式等は変更いたしません。予めご了承ください。

なお、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることができます。

以上